## 地域公共交通計画 提言書

町議会では、令和2年9月に教育福祉常任委員会が、高齢化が進む中での移動支援に関する提言を行った。「交通権」の保証という考えのもとに、福祉的な観点の強化、コミュニティバスを含めた公共交通の利用促進、介護保険での D 型事業の推進などを求めた。それ以降、町は地域公共交通における「福祉的視点」の強化や、コミュニティバス路線の見直し、福祉有償運送の研修補助、非課税世帯の老齢世帯に対するタクシー代補助などを実現してきた。

当委員会では、町内に交通不便地域とされる地域が残っており、当該地域でも要望が強いため、他地域との差をなくすという認識を持った。またこのエリアで試行することが他の地域のモデルとして生かせると判断した。今後、路線バスを中心にした公共交通の減便や路線廃止などの見直しが進むことも想定される中、将来の地域公共交通の在り方について、委員会として2年間の継続調査を行い、本提言に至った。

## <提言内容>

以下について、検討をすすめ、地域公共交通計画に位置付けられたい。

- 1. 対象地区の世帯の数や状況、運転手の確保について、道路状況を勘案し、二宮駅から、下町3区、下町4区を結び、二宮駅に戻る小回りのきく車両の定期運行を試行すること。運行主体(町、社協、ボランティアなど)、運行日・便数、乗降場所などの詳細の決定にあたっては、当該地区の要望を聴取し、運行計画に盛り込むこと。
- 2. グリーンスローモビリティについて当委員会では調査途中であるが、町としても 継続的に展開可能性を調査すること。
- 3. 今後も、地域公共交通を考える体制については、議会においても、常任委員会 の枠では収まらない課題となっているが、町においても部署横断的な取り組みと なるよう、特別な検討をすすめること。
- 4. コミュニティバスの運賃について、子ども、後期高齢者を無料とすること。